

山梨県公報

第二千三百二十一号

平成二十五年

五月十六日

木曜日

目次

道路の区域変更	三二五
公告	三二五
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	三二五
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)	三二六
一般競争入札について	三二七

告示

山梨県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年六月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町五町田字御所八八二番の一地	旧		六・〇	二六〇・〇
	新		五・六	二六〇・〇
先から				
北杜市高根町五町田字御所八三三番の五地				
先まで				

公告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法(平成九年法律第二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横内正明

四一・六一

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
富士河口湖町立富士高原診療所	山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺千二百十九番地	一九一三三〇八七六	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指導(みなし) 通所リハビリテーション(みなし) 訪問リハビリテーション(みなし) 訪問看護(みなし)	平成二十五年四月一日
富士・東部口腔保健センタ	山梨県都留市つる五丁目一番五十五号	一九三一一〇三九七	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 介護予防通所リハビリテーション(みなし) 介護予防訪問リハビリテーション	

	(みなし) 介護予 防訪問看護(みなし)
	(みなし) 通所 リハビリテーション 訪問リ ハビリテーション (みなし) 訪問看護 (みなし)
	(みなし) 介護予 防訪問看護(みなし)
	(みなし) 通所 リハビリテーション 訪問リ ハビリテーション (みなし) 訪問看護 (みなし)

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年四月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 東ガス管興株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市桜井町九百七十三番地
 - 3 代表者の氏名 志村良雄
 - 3 許可番号 山梨県知事許可(特 二四)第一三六一号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十五年三月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年四月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 矢島工業

- 2 主たる営業所の所在地 中央市極楽寺九百八十五番地
- 3 代表者の氏名 矢島利喜雄
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般 二三)第七六一九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年四月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小林建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町根子四千六百六十九番地
 - 3 代表者の氏名 小林忠晴
 - 3 許可番号 山梨県知事許可(般 二四)第一一七八号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年四月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日経工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市青葉町十五番四号
 - 3 代表者の氏名 長澤浩正

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第五四〇三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年四月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ふなつや建設
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市松山五丁目一番一号
 - 3 代表者の氏名 小林豊彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第二六六八号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年四月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 コウワ電気株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市青葉町十一番四十号
 - 3 代表者の氏名 高野浩之
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第七八四九号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年四月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 加藤建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町十島六十五番地三
 - 3 代表者の氏名 加藤雄二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第二五一一号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年四月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 高野電工
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市伊勢四丁目二十五番二十三号
 - 3 代表者の氏名 高野勝昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二四）第八四七号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年五月十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 購入物品の名称及び数量
普通科高校教育用コンピュータ機器 四式
- 2 購入物品の仕様等
- 3 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限
平成二十五年八月二十三日
- 4 納入場所
- 知事が指定する場所（県立甲府第一高等学校他三校）
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成二十五年五月十六日における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- 5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。
- 6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「情報機器」、「通信機器」のいずれかが登録されている者であること。
- 7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局 管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十五年五月二十三日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の一の交付場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成二十五年五月二十七日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の一の場所に提出する。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成二十五年六月二十五日（火）午後二時
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館三階 出納局入札室
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定め

る入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

4 違約金の有無
有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書にちよ。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured
Educational Computer Devices For Academic Hight Schools 4 units

2 Date and time for tender
2:00PM June 25, 2013

3 Bureau in charge
Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL055-223-1395

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番